

**「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の  
許可基準の特例の一部を改正する件」(環境省告示)(案)  
に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について**

**1 意見募集の概要**

「磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部を改正する件」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

**○募集期間**

令和2年12月16日(水)から令和3年1月14日(木)まで

**○意見提出方法**

郵送、ファクス又は電子メール

**2 意見募集の結果**

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 意見提出者数 | 3人 |
| (2) 意見の総数  | 4件 |

別紙：意見等の概要と意見に対する考え方について

	意見の概要	頂いた意見に対する考え方	件数
1	<p>○ 漁に使う足場や建物が古くなり新設するのに法改正が必要なのはわかるが、国立公園という景観を重んじる場所柄、無作為に工作物の新設を認めるのではなく、法による厳しい制限や、罰則も必要だと思う。</p> <p>自然公園法の趣旨からすると、このような私的な業のための施設や工作物は認めないのが基本ですから、必要最小限度に抑え、風致の保護がしっかりなされているか、事前の厳密なチェックをお願いします。</p>	<p>○ 桧原湖及び小野川湖は第1種特別地域に指定されており、工作物の設置は厳しく制限されています。今回の許可基準の特例は、国立公園としての風致の保護と地域の生業である漁業との両立を図るために許可行為として加えるものであり、無制限に工作物の新設を認めるものではありません。今後も国立公園の風致の保護に努めてまいります。</p>	2
2	<p>○ 漁業権が外国人を含む第三者に渡らないよう、法規制が必要だと思う。 (無茶苦茶な開発を阻止する為)</p>	<p>○ 今回の許可基準の特例は、国立公園としての風致の保護と地域の生業である漁業との両立を図るために行うものであることから、その範囲を漁業法に基づき漁業の免許を受けた者が行う行為に限定したものです。</p> <p>なお、漁業権は、漁業法に基づく権利ですので、その対象については今回のパブリックコメントの対象外になります。</p>	1
3	<p>○ 現在、北海道において、外国資本などによる土地購入が問題になっている。「漁業権を有する者が行う漁業等に携わる日本人に限り」の様に国籍条項を追加すべき。</p> <p>日本人が培ってきたものを外国人に壊されては困る。</p>	<p>○ 自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。法には、各種行為等の規制、基準が定められており、それに基づき行為の可否を審査していますが、それは風景地の保護への支障の有無を判断するためのものとされており、外国人であることを理由に制限する</p>	1

		ことはできません。	
--	--	-----------	--